

新たなガイドラインの骨子のポイント

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、**国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 **【想定される認定の効果】**公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/低廉な参加費/指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/安全確保/学校等との連携

認定制度

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等/都道府県のリーダーシップ/市区町村が改革の責任主体/専門部署の設置・コーディネーターの配置/生徒が所属する中学校等との連携/民間企業・大学・関係団体等との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参加促進等

生徒等のニーズの把握・反映/地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導・安全安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

部活動の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等）
- 大会への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会の開催等）

大会等の在り方

希望する教師の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

関連制度